

## LPガス料金負担軽減支援事業 Q&A集

(2023年7月21日更新)

### <交付申請（エントリー）について>

Q1-1

福岡県外の事業所において、一部福岡県内に供給先が存在する場合、本事業の対象先であるとの理解でよいのか？

A. 福岡県内の利用世帯が支援の対象ですので、事業所の県内外は問いません。

Q1-2

福岡県に顧客がいる営業所がいくつもある場合は本社から申請するのか、営業所から申請するのか？

A. 顧客と契約している所からの申請とする。（契約書上に記載の事業者または事業所）

Q1-3

交付申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出て問題ないか。

A. 交付申請時は見込みで構わないものの、実績報告時に増となってしまわないよう御注意願う。もしも増となった場合は実績報告の前に増額の変更交付申請の必要がある。

Q1-4

簡易ガス（コミュニティガス）事業も対象か。

LPガスの利用世帯であれば対象です。

Q1-5

交付申請書の申請時期はいつか

A. 8月21日までとする。

Q1-6

押印は必要か。

A. 署名または記名捺印をお願いいたします。

### <利用実績が無い場合>

Q2-1

利用実績が無い場合（0 m<sup>3</sup>）は支援の対象か。

A. 検針分料金が発生していれば、対象となる。

## Q2-2

販売契約はしているが、たまたま9月検針分料金が発生しなかった場合どうなるか。

A. 令和5年4月から9月までの期間中に販売契約をしており、LPガス料金が発生しているものについては、10月検針分の料金から値引きする。ただし、12月末日までに行う請求分の値引き額までを限度とする。なお、9月検針分の対象となる使用期間の販売契約が無いもの（契約解除したもの等）は、値引き実施の対象とはならない。

## <利用実績が少ない場合>

### Q3-1

使用量が1m<sup>3</sup>未満の場合は対象になるか。

A. 下限は設定しない。9月検針分料金が2,000円を一括して値引きできない場合  
⇒9月検針分料金を超えた値引き額については、10月検針分以降の料金から値引き額合計が2,000円になるまで値引きを行う。ただし、12月末日までに行う請求分の値引き額までを限度とする。

※当該事案が生じそうな場合は、事前に支援センターにご連絡ください。

## <支援の対象について>

### Q4-1

屋号は事業所だが、実際は一般家庭で使っている場合は対象か。

A. 一般家庭及び事業所が対象であるので、対象である。

### Q4-2

店舗兼住宅の場合は対象になるか。

A. 一般家庭及び事業所が対象であるので、対象である。

### Q4-3

簡易コミュニティガスも支援の対象となるか。

A. コミュニティガスも対象である。

### Q4-4

料金を滞納している世帯は対象か。

A. 今回の事業は9月検針分料金から、2,000円の値引きを行う事業である。本事業は、滞納分が否かは問わない。9月検針分料金から、2,000円値引くこととする。

Q4-5

対象先選定による注意点として、国の機関、地方自治体の施設は対象か。

A. 国の機関や地方自治体施設へも支援は行う。

Q4-6従量料金のみが対象か。

A. LPガス料金とは、対象期間中に請求すべき検針分料金が対象となる。質量料金は対象外です。

Q4-7 9月検針分料金は発生するが、何らかの理由で値引きできなかった場合はどうするか。

A. 交付決定を受けているものであれば、10月検針分料金から値引きする。

交付決定を受けていないものであれば、速やかに交付申請手続きを行い、交付決定後の直近の検針分料金から値引きする。ただし、12月末日までに値引き請求を実施できるものに限る。

※当該事業が生じた場合は、速やかに支援センターにご連絡ください。

<2世帯住宅の場合>

Q5-1

2世帯住宅は対象になるか。

A. 同敷地内であっても、世帯毎に契約（メーター）していれば、それぞれ対象となる。

<1世帯に複数メーターがある場合>

Q6-1

1世帯に複数メーターを取り付けているケースがあり、当社では1メーター1顧客としているが、今回の値引きの対象となるか。

A. 1メーター（1契約）単位とする。

<社宅や寮の場合>

Q7-1

集合住宅で会社が契約している場合は対象か。

A. 一般家庭及び事業者が対象であり、契約先が会社（法人）であろうとも除外しない。

Q7-2

法人名での契約ですが、社宅として利用しており、用途を家庭用としている場合は、値引き対象という認識で問題ないか。

A. 一般家庭及び事業者が対象であり、契約先が会社（法人）であろうとも除外しない。

<値引きの明示について>

Q8-1

消費者への値引き処理の通知に関しては、検針票及び請求書への明記、通知でもよいか。

A. 「①値引き前の金額（税抜き）②値引き後の金額（税抜き）③福岡県の支援により2,000円を減額している。」この3点を明示する事。

※検針票は請求額等が明記されているもの。

Q8-2

検針票等に値引き額の明示「福岡県の支援で、2,000円値引き（各世帯1回のみ）されています。」の記載が困難な場合の対応は。

A. 「①値引き前の金額（税抜き）②値引き後の金額（税抜き）③福岡県の支援により2,000円を減額している。」この3点を明示する事。記載が困難な場合は、別紙の添付を検討すること。

※特段の事情がある場合は支援センターへご相談ください。

Q8-3

コミュニティガスの登録ガス小売事業者が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法第14条及び第15条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付義務への対応は必要なのか。

A. 今回の値引きについて、ガス事業法第14条及び第15条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生する。また、経過措置団地をお持ちの事業者には指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となる。

Q8-4

検針伝票等、事業者控えが残らない場合（WEB明細等）値引きの事実はどう確認するのか。

A. 値引き額を明示した検針伝票の写真、事業者が管理するデータ等で確認する。

<期間中の値上げについて>

Q9-1

期間中に値上げしてはいけないのか。

A. 調達価格の上昇などを理由とする値上げは差支えない。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行うなど、意図的と捉えられることのないようご留意願う。

<値引き原資について>

Q10-1

値引き原資はいつ振り込まれるのか。

A. 請求書を県に提出後、2~3週間程度での振込になると思われる。

Q10-2

値引き金額はどのように設定したのか。

A. 令和3年12月から令和5年2月の月当たり上昇額に福岡県の平均月間消費量を掛けて積算している。(2000円/世帯・事業所(6か月分の合計))

<実績報告について>

Q11-1

実績報告書の添付書類の記載事項として、①氏名などの個人が識別できるものとあるが、同姓同名の場合や同じ会社名なども想定されるが、住所なども記載したほうがよいか。

A. 市町村名の記載は必要です。住所の記載までは必須としない。

<債権者登録について>

Q12-1異なる申請者(債権者)が共用の銀行口座等を使用することができるのか。

A. できません。申請者(債権者)毎に申請者(債権者)名義の銀行口座等での申請をお願いします。